

## 人工透析が必要な要介護高齢者に係る介護保険制度の改正を求める意見書

全国的人工透析患者の総数は、日本透析医学会によれば、令和元年12月末で約34万5千人で、その平均年齢は約69歳となっており、高齢者施策と併せた対応が求められている。

特別養護老人ホームにおける人工透析患者の介護については、人工透析を必要としない入所者に比べ、看護師等の人員配置や通院に係る送迎が必要となることにより、1人当たり年間約200万円にのぼる経費負担が必要となる事例もあるが、こうした負担に対して介護保険制度による手当はなされていない。

今後も人工透析患者の施設介護が必要とされる中、通院等に係る経費を施設側で負担せざるを得ない状況が要介護認定を受けた人工透析患者の特別養護老人ホームにおける受入が進まない要因となり、必要なサービスを受けられない患者が出ている。

人工透析を受けながら適切な介護サービスの利用も併せて必要となる高齢の患者の数は、今後、団塊の世代が後期高齢者となり高齢化が進展することから増加が予想され、本県においても、体制の充実を図ることが必要となっている。

よって、国においては、人工透析が必要な要介護高齢者が置かれた状況と、施設側に負担が生じている現状に鑑み、次の事項を実現するよう強く求める。

- 1 人工透析など日常的な医療行為が必要な入所者に対する看護師等の配置について、介護保険制度において措置するよう制度を改正すること。
- 2 入所者を医療機関へ送迎する経費について、介護保険制度において措置するよう制度を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

秋田県議会議長 柴田正敏

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
財務大臣	鈴木俊一様
厚生労働大臣	後藤茂之様